

# 社会福祉法人 川福会

## 次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく行動計画

女性管理職を増やすとともに、職員が仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境を作ることによって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次の行動計画を策定する。

### 1. 計画期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間

### 2. 内容

#### 【目標1】

管理職（課長以上の役職者）及び業務監督職に占める女性割合を40%以上にする。

#### <取組内容>

- 令和 7年 4月～ 女性管理職候補者の検討・選定
- 令和 8年 4月～ 管理職候補者を対象とした社会福祉法人会計研修を実施
- 令和 9年10月～ 新たな女性管理職の配置
- 令和10年10月～ 配置した女性管理職から現行の問題点や課題をヒヤリング
- 令和11年 4月～ 計画の修正及び新たな計画の策定

#### 【目標2】

計画期間内に、職員の育児休業等の取組状況を次の水準以上にする。  
男性職員：1名以上取得すること／女性職員：取得率100%にすること

#### <取組内容>

- 令和 7年 4月～ 継続して職員へ諸制度に関する周知を実施  
事業所における業務効率化のさらなる推進の検討・実施

#### 【目標3】

年次有給休暇の取得率を70%以上とする。

#### <取組内容>

- 令和 7年 4月～ 各事業所において計画の周知伝達を実施
  - 令和 7年11月～ 年次有給休暇の取得状況について実態把握調査を行う
  - 令和 8年 4月～ 調査結果に基づき広報を行い、有給取得をさらに推進する
- ※上記サイクルを毎年行う